

厚木市統計書刊行規程

昭和 51 年 5 月 21 日
訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市勢の現況と推移を明らかにするため、統計書を編さんし、これを刊行することについて必要な事項を定めるものとする。

(昭 58 訓令 5・一部改正)

(掲載事項)

第 2 条 統計書には、次の各号に掲げる事項について掲載する。ただし、必要と認める場合は、追加し、又は削除することができる。

- (1) 行政区画、土地、気象
- (2) 人口
- (3) 事業所
- (4) 工業
- (5) 商業、金融
- (6) 農林業
- (7) 電気、ガス、上下水道
- (8) 交通、通信
- (9) 家計、物価
- (10) 財政
- (11) 行政、選挙
- (12) 教育、文化、宗教
- (13) 土木、建築
- (14) 社会福祉、労働
- (15) 保健、衛生
- (16) 治安、災害

(昭 58 訓令 5・一部改正)

(刊行)

第 3 条 統計書は、毎年度 1 回刊行する。

(昭 58 訓令 5・一部改正)

(編さん)

第 4 条 統計書は、統計主管課において編さんするものとする。

(昭 58 訓令 5・一部改正)

(統計資料の提出)

第 5 条 課等(厚木市行政文書取扱規程(昭和 49 年厚木市告示第 82 号)第 2 条第 1 号に規定する課等をいう。)の長は、統計主管課長から統計資料の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(昭 58 訓令 5・全改、平 16 訓令 4・一部改正)

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 統計要覧に関する規程(昭和 47 年厚木市訓令第 8 号)は、廃止する。
附 則(昭和 56 年訓令第 5 号)
この規程は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。
附 則(昭和 58 年訓令第 5 号)
この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 16 年訓令第 4 号)
この規程は、公表の日から施行する。